

家 屋

届け出が必要な場合

- ①住宅や倉庫など、家屋の全部または一部を取り壊した場合
- ②家屋の用途を変更した場合（店舗や事務所だったものを住宅として使用するなど）
- ③所有者が変わった場合
（納税通知書の課税明細書に家屋番号が記載されていない（登記されていない）ものに限る）

届け出に必要なもの

- ▶家屋異動申告書（市ホームページに様式掲載）・印鑑

④新築、増築した場合

届け出に必要なもの

- ▶家屋異動申告書（登記する場合や不動産取得税申告書を提出する場合は不要）
- ▶家屋の図面・印鑑

固定資産税を計算するために、家屋の外観や内装などの調査を行います。新築、増築した場合には、まずは税務課資産税係に連絡をお願いします。

注 意

●住宅の取り壊しや用途変更を考えている人へ

住宅が建っている土地は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され税額が軽減されます。

しかし、住宅を取り壊した、店舗や事務所などに用途変更した場合は、この特例の適用対象から外れ、「土地」の固定資産税は高くなります。（取り壊した「住宅」の固定資産税は課税されなくなります。）



※土地、家屋の「登記の内容」は、市へ固定資産税の届け出（課税上の地目変更、家屋の取り壊しなど）を行っても変更されません。「登記の内容」を変更する場合は、法務局で手続きを行う必要があります。

8月は、

- 市県民税2期、国民健康保険税2期、介護保険料3期、後期高齢者医療保険料2期の納付月です。〔納期限 8月31日(月)〕
- ◇「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。
- ◇納付で困っていることがあれば、収納課にご相談ください。

次回予告 来月は「納期内納付について」の予定です。

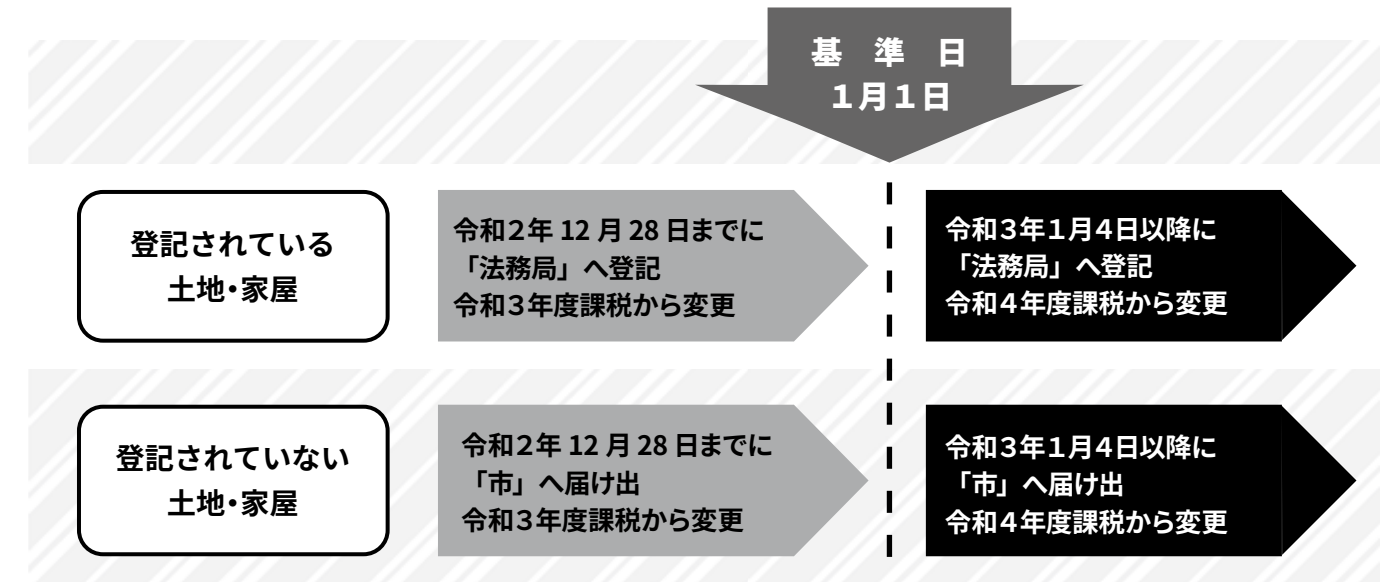
※7月号8ページ「税のかわら版」に掲載していました「4 徴収猶予の特例」について、「令和3年1月31日までに納期限を迎える市税」と記載しておりましたが、政令改正により「令和3年2月1日まで」に変更されました。



土地の地目変更、家屋の取り壊しや 新增築などの届け出を

税務課 資産税係 ☎ 0824-73-1144

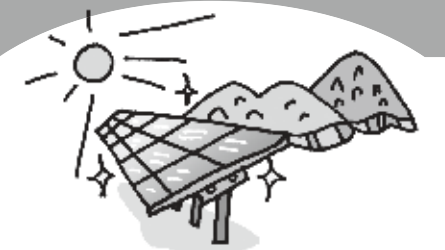
固定資産税は、毎年1月1日時点の状況で、土地、家屋、償却資産を所有している人に課税されます。土地と家屋の利用状況などに変更があった場合には、令和2年12月28日(月)までに税務課資産税係または各支所地域振興室・市民生活室に届け出をお願いします。



土 地

届け出が必要な場合

- ▶田んぼに太陽光発電設備を設置した
- ▶畑に低木などが生育し原野となっている
- ▶住宅を取り壊し、駐車場として利用している など



固定資産税の課税上の地目は、登記簿上の地目に関わらず、現況の地目となります。地目の認定は原則として1筆ごとに行い、部分的に利用状況などが異なる場合でも、土地全体としての利用状況を観察し認定します。届け出後、翌年度の課税上の地目を判断するため現地確認を行います。課税上の地目は、毎年5月に送付している納税通知書の「現況地目」欄で確認できます。

注 意

●荒廃した農地を所有している人へ

登記地目が「田」または「畑」で、現在耕作をしておらず荒廃している場合には、農業委員会で非農地証明の手続きをしてください。

この手続きを行わず、農業委員会から勧告猶休農地と指定された場合には、その農地の固定資産税が約1.8倍になります。

